

経済要録

国 内

◆政府、大蔵省改革関連2法案、 日銀法改正案、独禁法改正案を 閣議決定

政府は、3月11日、総理府の外局として金融監督庁を設置する「金融監督庁設置法案」、同庁設置に伴い関係規定の整備を図る「金融監督庁設置法に伴う関係法律の整備に関する法律案」のほか、日本銀行の独立性強化等を図る「日銀法改正案」、持株会社解禁に係る「独禁法改正案」の4法案を閣議決定した。

このうち、日銀法改正案の要綱は以下のとおり。

一．総則

1．目的

- (1) 日本銀行は、我が国の中央銀行として、銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行うことを目的とする。
- (2) 日本銀行は、上記(1)のほか、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資することを目的とする。 (第1条関係)

2．通貨及び金融の調節の理念

日本銀行は、通貨及び金融の調節を行うに当たっては、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資することをもって、その理念とする。 (第2条関係)

3．日本銀行の自主性の尊重及び透明性の確保

- (1) 日本銀行の通貨及び金融の調節における

自主性は、尊重されなければならない。

- (2) 日本銀行は、通貨及び金融の調節に関する意思決定の内容及び過程を国民に明らかにするよう努めなければならない。

(第3条関係)

4．政府との関係

日本銀行は、その行う通貨及び金融の調節が経済政策の一環をなすものであることを踏まえ、それが政府の経済政策の基本方針と整合的なものとなるよう、常に政府と連絡を密にし、十分な意思疎通を図らなければならない。

(第4条関係)

5．業務の公共性及びその運営の自主性

- (1) 日本銀行は、その業務及び財産の公共性にかんがみ、適正かつ効率的に業務を運営するよう努めなければならない。
- (2) この法律の運用に当たっては、日本銀行の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。 (第5条関係)

6．本店及び支店等

- (1) 日本銀行は、本店を東京都に置く。また、大蔵大臣の認可を受けて、支店その他の事務所又は代理店の設置等をすることができる。
- (2) 大蔵大臣は、上記(1)の認可をしなかつたときは、速やかに、その理由等を公表しなければならない。 (第7条関係)

7. 定款

- (1) 日本銀行が定款に記載しなければならない事項を定めるとともに、定款の変更は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこととする。
- (2) 大蔵大臣は、上記(1)の認可をしなかつたときは、速やかに、その理由等を公表しなければならない。 (第11条関係)

8. その他

その他日本銀行の法人格、資本金等について、所要の規定を設ける。

二. 政策委員会

1. 政策委員会の設置

日本銀行に、政策委員会を置く。
(第14条関係)

2. 政策委員会の権限

- (1) 次の通貨及び金融の調節に関する事項は、政策委員会の議決による。
- ① 公定歩合、預金準備率等の決定又は変更
 - ② 金融市场調節の方針等の決定又は変更
 - ③ その他の通貨及び金融の調節に関する方針の決定又は変更
 - ④ 経済及び金融の情勢に関する基本的見解等の決定又は変更
- (2) 上記(1)のほか、日本銀行の業務、組織、会計等に関し、政策委員会の議決を経なければならない事項を定める。
- (3) 政策委員会は、日本銀行の役員（監事及び参与を除く。）の職務の執行を監督する。
(第15条関係)

3. 政策委員会の組織、会議の招集及び議事の運営

- (1) 政策委員会は、委員9人で組織し、審議委員6人のほか、日本銀行の総裁及び副総裁2人をもってこれに充てる。
- (2) 政策委員会の議長は、委員の互選によって定める。
- (3) 議長は、政策委員会の会議のうち通貨及び金融の調節に関する事項（以下「金融調節事項」という。）を議事とする会議については、政令で定めるところにより、定期的に招集しなければならない。
- (4) 政策委員会は、現に在任する委員の総数の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。また、政策委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。 (第16条～第18条関係)

4. 政府からの出席等

- (1) 大蔵大臣又は経済企画庁長官は、必要に応じ、金融調節事項を議事とする会議に出席して意見を述べ、又はそれぞれの指名するその職員を当該会議に出席させて意見を述べさせることができる。
- (2) 金融調節事項を議事とする会議に出席した大蔵大臣又はその指名する大蔵省の職員及び経済企画庁長官又はその指名する経済企画庁の職員は、当該会議において、金融調節事項に関する議案を提出し、又は当該会議で議事とされた金融調節事項についての政策委員会の議決を次回の金融調節事項を議事とする会議まで延期することを求めることができる。
- (3) 上記(2)の議決の延期の求めがあったときは、政策委員会は、議事の議決の例に

より、その求めについての採否を決定しなければならない。 (第19条関係)

5. 議事録等の公表

- (1) 議長は、金融調節事項を議事とする会議の終了後、速やかに、当該会議の議事の概要を記載した書類を作成し、金融調節事項を議事とする会議において政策委員会の承認を得て、これを公表しなければならない。
- (2) 議長は、金融調節事項を議事とする会議の議事録を作成し、政策委員会が適当と認めて定める相当期間経過後に、これを公表しなければならない。 (第20条関係)

三. 役員及び職員

1. 役員

- (1) 日本銀行に、役員として、審議委員 6 人のほか、総裁 1 人、副総裁 2 人、監事 3 人以内、理事 6 人以内及び参与若干人を置く。
- (2) 総裁及び副総裁は、両議院の同意を得て、内閣が任命する。
- (3) 審議委員は、経済又は金融に関して高い識見を有する者その他の学識経験のある者のうちから、両議院の同意を得て、内閣が任命する。
- (4) 監事は、内閣が任命する。
- (5) 理事及び参与は、政策委員会の推薦に基づいて、大蔵大臣が任命する。
- (6) 総裁、副総裁及び審議委員の任期は 5 年、監事及び理事の任期は 4 年、参与の任期は 2 年とし、再任されることができる。

(第21条、第23条、第24条関係)

2. 役員の身分保障及び行為制限

日本銀行の役員が解任される事由を限定するとともに、日本銀行の役員が在任中してはならない行為等を定める。

(第25条、第26条関係)

3. 役員及び職員の秘密保持義務等

- (1) 日本銀行の役員及び職員は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
- (2) 日本銀行の役員及び職員は、法令により公務に従事する職員とみなす。

(第29条、第30条関係)

4. 給与等の支給の基準及び服務に関する準則

- (1) 日本銀行は、その役員及び職員の給与等の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとなるよう定め、これを大蔵大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。この給与等の支給の基準のうち役員に係るものは、特別職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与その他の事情を勘案して定められなければならない。
- (2) 日本銀行は、その業務の公共性にかんがみ、その役員及び職員の職務の適切な執行を確保するため、職務に専念する義務、私企業からの隔離その他の服務に関する準則を定め、これを大蔵大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。

(第31条、第32条関係)

5. その他

その他役員の職務及び権限等について、所要の規定を設ける。

四. 業務

1. 通常業務

日本銀行は、上記一、1. の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

- (1) 商業手形その他の手形の割引
- (2) 手形、国債その他の有価証券を担保とする貸付け
- (3) 商業手形その他の手形（日本銀行の振出しに係るものを含む。）又は国債その他の債券の売買
- (4) 金銭を担保とする国債その他の債券の貸借
- (5) 預り金
- (6) 内国為替取引
- (7) 有価証券その他の財産権に係る証券又は証書の保護預り
- (8) 地金銀の売買その他上記（1）から（7）までの業務に付随する業務（第33条関係）

2. 国に対する貸付け等並びに国庫金及び国の事務の取扱い

日本銀行による国に対する貸付け、国庫金の取扱い、国の事務の取扱い等について、所要の規定を設ける。（第34条～第36条関係）

3. 信用秩序の維持に資するための業務等

- (1) 日本銀行は、金融機関等において電子情報処理組織の故障その他の偶発的な事由により予見し難い支払資金の一時的な不足が生じた場合であって、その不足する支払資金が直ちに確保されなければ当該金融機関等の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合において、金融機関の間における資金決済の円滑の確保を図るために必要があると認めるときは、当該金融機関等に対し、一定の期間を限度として、担保を

徴求することなく資金の貸付けを行うことができる。

- (2) 大蔵大臣は、信用秩序の維持のため特に必要があると認めるときは、日本銀行に対し、金融機関への資金の貸付けその他の信用秩序の維持のために必要と認められる業務を行うことを要請することができる。日本銀行は、この要請があったときは、当該要請に応じて特別の条件による資金の貸付けその他の信用秩序の維持のために必要と認められる業務を行うことができる。

（第37条、第38条関係）

4. 資金決済の円滑に資するための業務

- (1) 日本銀行は、大蔵大臣の認可を受けて、上記1. (5) から(7)までの業務等と一体的に行うことによって金融機関の間における資金決済の円滑に資すると認められる業務を行うことができる。
- (2) 大蔵大臣は、上記（1）の認可をしなかつたときは、速やかに、その理由等を公表しなければならない。

（第39条関係）

5. 外国為替の売買

- (1) 日本銀行は、必要に応じ自ら、又は国の事務の取扱いをする者として、外国為替の売買を行うほか、外国中央銀行等又は国際機関との協力を図るため、外国為替の売買を行うことができる。
- (2) 日本銀行は、その行う外国為替の売買であって本邦通貨の外国為替相場の安定を目的とするものについては、国の事務の取扱いをする者として行うものとする。

（第40条関係）

6. 国際金融業務

- (1) 日本銀行は、外国中央銀行等又は国際機関との協力を図るため、これらの者による本邦通貨をもって表示される資産の適切な運用に資する業務を行うことができる。
- (2) 日本銀行は、国際金融面での外国中央銀行等又は国際機関との協力を図るため、国際決済銀行が有する外国中央銀行等に対する貸付債権の譲受けその他の当該協力のために必要な取引を、大蔵大臣からの要請に基づき、又はあらかじめその承認を得て、行うことができる。 (第41条、第42条関係)

7. 考査

日本銀行は、上記3. 及び4. の業務を適切に行い、及びこれらの業務の適切な実施に備えるためのものとして、これらの業務の相手となる金融機関等との間で、考査（金融機関等の業務及び財産の状況について、日本銀行が当該金融機関等へ立ち入って行う調査をいう。）に関する契約を締結することができる。

(第44条関係)

8. その他

その他他業の禁止等について、所要の規定を設ける。

五. 日本銀行券

1. 日本銀行券の発行

日本銀行は銀行券を発行し、この銀行券（以下「日本銀行券」という。）は法貨として無制限に通用する。 (第46条関係)

2. その他

その他日本銀行券の種類及び様式等について

て、所要の規定を設ける。

六. 会計

1. 事業年度

日本銀行の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 (第50条関係)

2. 経費の予算

- (1) 日本銀行は、毎事業年度、経費（通貨及び金融の調節に支障を生じさせないものとして政令で定める経費に限る。）に関する予算（以下「経費の予算」という。）を作成し、当該事業年度開始前に、大蔵大臣に提出して、その認可を受けなければならない。
- (2) 大蔵大臣は、上記（1）により提出された経費の予算を認可することが適當でないと認めるときは、速やかに、その理由等を日本銀行に通知するとともに、当該提出に係る経費の予算の詳細及び当該理由を公表しなければならない。
- (3) 日本銀行は、上記（2）の通知があったときは、大蔵大臣に対し意見を述べ、又は必要に応じ当該意見を公表することができる。

(第51条関係)

3. 財務諸表等及び剰余金の処分

- (1) 日本銀行は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、監事の意見書を添付して、大蔵大臣に提出し、その承認を受けなければならない。その承認を受けた財務諸表等は、一定の期間、一般の閲覧に供しなければならない。
- (2) 日本銀行が各事業年度の損益計算上剰余金を生じた場合における準備金の積立て、

配当、国庫への納付等について、所要の規定を設ける。 (第52条、第53条関係)

七. 国会に対する報告等

1. 国会への報告及び出席

(1) 日本銀行は、おおむね6月に1回、政策委員会が議決した金融調節事項の内容及びそれに基づき日本銀行が行った業務の状況を記載した報告書を作成し、大蔵大臣を経由して国会に提出しなければならない。

(2) 日本銀行は、上記(1)の報告書について、国会に対し説明をするよう努めなければならない。

(3) 日本銀行の総裁若しくは政策委員会の議長又はそれらの指定する代理者は、日本銀行の業務及び財産の状況について各議院又はその委員会から説明のため出席することを求められたときは、当該各議院又は委員会に出席しなければならない。 (第54条関係)

政策委員会が必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を大蔵大臣に報告しなければならない。 (第56条関係)

2. 大蔵大臣の求めによる監査等

(1) 大蔵大臣は、日本銀行又はその役員若しくは職員の行為がこの法律若しくは他の法令若しくは又は定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、日本銀行の監事に対し、当該行為その他の必要な事項について監査し、及びその結果を報告すべきことを求めることができる。

(2) 日本銀行の監事は、上記(1)の求めがあったときは、速やかにその事項について監査し、その結果を大蔵大臣及び政策委員会に報告しなければならない。

(3) 大蔵大臣は、日本銀行の業務の執行の状況に照らし必要があると認めるときは、日本銀行に対し報告又は資料の提出を求めることができる。 (第57条、第58条関係)

2. 業務概況書の公表

日本銀行は、毎事業年度、業務概況書を作成し、財務諸表等とともに公表しなければならない。 (第55条関係)

八. 違法行為等の是正等

1. 違法行為等の是正

(1) 大蔵大臣は、日本銀行又はその役員若しくは職員の行為がこの法律若しくは他の法令若しくは又は定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、日本銀行に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

(2) 日本銀行は、上記(1)の求めがあったときは、速やかに当該行為の是正その他の

九. 雜則

日本銀行の解散等について、所要の規定を設ける。 (第59条～第62条関係)

十. 罰則

所要の罰則規定を設ける。

(第63条～第66条関係)

十一. 附則

1. 施行期日等

この法律は平成10年4月1日（一部の規定については公布の日）から施行することとし、経過措置について所要の規定を設ける。

（附則第1条～第22条、第38条、第39条）

2. 準備預金制度に関する法律等の一部改正等
準備預金制度に関する法律の一部を改正し、準備率の設定等に係る大蔵大臣の認可を廃止する等所要の措置を講ずる。

(附則第23条～第37条関係)

◆先物・オプション取引における環境整備について

大蔵省は、3月18日、「先物・オプション取引における環境整備について」を発表した。その内容は以下のとおり。

1. 先物・オプション取引は、世界的に取引規模が拡大の一途をたどり、証券市場において一層重要な役割を果たすようになってきている。我が国においても、先物・オプション取引の健全な発展のために更なる環境整備を行っていく必要があり、このためには商品や機能面での充実を図る一方、一昨年のベアリング事件を踏まえ、これらの取引に係るリスク管理について所要の措置を講じることが重要な課題となっている。

2. このような観点から、今般、我が国における先物・オプション取引を実施している東京・大阪両証券取引所において、以下のような一連の環境整備策が講じられることとなった。

(1) リスク管理の改善

先般の証券取引審議会での報告（平成8年6月）を受け、仮に取引所の会員証券会社が経営破綻をきたしたような場合においても、当該会員証券会社における顧客資産の保全や市場におけるシステム・リス

クの回避が図れるよう具体的な措置を講じる。

(2) 株価指数先物取引制度の改善（限月間スプレッド取引の導入等）

株価指数先物取引（TOPIX先物、日経225先物）について、投資家の利便性を図る観点から、限月間スプレッド取引を導入することとし、先物市場における円滑なロールオーバーの執行を可能とし、先物市場の効率化を図る。また、同時に日経225先物取引における立会い時間を延長し他の株価指数先物取引と同様とする。

(3) 株価指数オプション取引制度の改善（オプション取引における商品性改善等）

TOPIXオプション取引について、投資家の利便性及び他商品との整合性を図る観点から、商品性について改善（権利行使方法の変更）を行うとともに、日経225オプション取引について、立会い時間を延長し他の株価指数オプション取引と同様とする。

(4) 個別株式オプション取引の導入

先般の証券取引審議会デリバティブ特別部会での結論（平成8年12月）を受け、個別株式オプション取引を導入するに当たっての具体的な制度要綱を確定する。

(5) 長期国債先物取引制度の改善（限月間スプレッド取引の導入）

長期国債先物取引において、投資家利便の向上を図る観点から、限月間スプレッド取引を導入する。

3. 以上のような環境整備策が実施されること

により、リスク管理を図りつつ、商品面や機能面でも投資家の利便性に配慮した先物・オプション取引が可能となり、我が国証券市場全体の効率化に資することが期待されている。

4. 上記環境整備策の実施に当たっては、東京・大阪両取引所において所要の規制改正を行うとともに、今後、大蔵省としても必要に応じ所要の省令改正等を行うこととなる。

◆全国銀行協会連合会、「郵便貯金民営化の論点整理」および「公的金融システムのディスクロージャー拡充」をまとめる

全国銀行協会連合会は、3月25日、郵便貯金の地域分割・民営化を盛り込んだ報告書「郵便貯金民営化の論点整理」をとりまとめた。同報告書では、郵便貯金事業が果たすべき「簡易で確実な少額貯蓄手段の提供」、「あまねく公平な金融サービスの提供」という機能は、民間金融機関でもほぼ代替可能であるとして、郵便貯金の民営化を提言。そのうえで、民営化によってもたらされる経済効果として、①行財政改革による国民負担の軽減、②自由で活力ある金融・資本市場の構築等によるサービスの向上、という2点を指摘している。さらに、民営化に当たって検討すべき具体的課題として、①郵便・簡易保険との分離、②地域分割の是非、地域分割する場合はその単位、③民営化後の業務範囲、の3点を挙げている。

また、これとは別に、同連合会は、「公的金融システムのディスクロージャー拡充」と題する報告書をまとめた。同報告書では、公的金融システムのディスクロージャー拡充の視点として、

①広く国民が各機関の政策目的の是非やその効果、運営の効率性等のチェックを行えるような幅広い情報開示が行われるべきであり、そのため情報開示の内容を拡充し、その仕組みを整備すること、②国民に分かり易く、かつ民間との比較が可能な情報開示が行われるべきであり、その前提条件として会計制度を整備すること、③国民によるチェックに加えて、開示情報を活用して、公的金融システムの業務内容や存在意義を不斷に見直すための仕組みを強化することを挙げている。

◆規制緩和推進計画の再改定について

政府は、3月28日、「規制緩和推進計画」の再改定を閣議決定した。同計画は、平成7年3月に閣議決定されたものであるが、毎年改定を行う扱いとなっており、今回で2回目の改定となる。金融・証券・保険関係の規制緩和項目としては、既に実施されているものも含め、金融関係として、企業年金法の制定、普通銀行における社債の発行等の見直し、外為法の改正等計100項目、証券関係として、取引所集中義務の見直し、貸株市場の整備、証券総合口座の解禁等計114項目、保険関係として、損害保険料率の設定の自由化、保険業とその他金融業との子会社方式による相互参入等計22項目が挙げられている。

また、大蔵省は、同日、「規制緩和推進計画」の再改定の一環として、業態別子会社の業務範囲等の見直しについて発表した。その内容は以下のとおり。

平成5年より施行された金融制度改革におい

ては、業態別子会社方式によって相互参入を行うこととされ、その業態別子会社の業務範囲及び弊害防止措置については、金融制度改革実施後の状況、市場の状況、証券会社及び金融機関の経営に与える影響等を勘案しつつ、見直しを行うこととされていたところであるが、今般下記のとおり見直しを行い、これを規制緩和推進計画の再改定に盛り込んだところである。

I. 業態別子会社の業務範囲の見直し

1. 金融制度改革においては、制度改革の円滑な実施を図る観点から、漸進的、段階的に参入を推進していくこととされており、当初の業務範囲としては、

(1) 証券子会社については、エクイティもの（C B、ワラント債、ワラント）の流通業務、株価指数先物・株価指数オプション取引、及び株の発行・流通業務が、

(2) 信託子会社においては、貸付信託、年金信託、合同金信、特金信、指定单、併営業務等が、

現在、除かれている（詳細別紙1）。

2. こうした業務範囲については、下記のとおり見直しを行うこととした。

(1) 9年度下期より、新たに、

①証券子会社については、エクイティもの（C B、ワラント債、ワラント）の流通業務、株価指数先物・株価指数オプション取引（但し、現物株式の受渡しを伴う取引を除く）を、

②信託子会社については、指定单、特金信、貸付信託を、

解禁する（別紙1参照）。

(2) 残余の業務制限の見直しについても、金融システム改革全体の中で完了させる。

II. 弊害防止措置の見直し

弊害防止措置については、証券子会社引受証券の親会社への販売制限緩和（特定運用の信託からの注文に係るもの）等（別紙2参照）を行うとともに、金融システム改革全体の中で更に一層の見直しを行う。また、引き続き規制の遵守につき実効的な監視に努める。

（別紙1）

業態別子会社の業務範囲

1. 証券子会社関係

(1) 現行の業務範囲は以下のとおり。

	発	行	流 通	
			ディーリング	ブローカー
債券 (公共債・普通社債) (金融債)				
投 資 信 託				
エクイティもの (転換社債、新株引受権付) (社債、新株引受権証券)			×→○	×→○
株 価 指 数 先 物 株価指数オプション			×→○	×→○
株 式				

(注1) 緑かけ部分は現在制限されている分野である。

(注2) 株式の流通業務のうちブローカー業務については、法律で当分の間禁止されている。

(注3) ×→○の部分が今回の見直しで解禁されるもの。

(注4) 株価指数先物・オプション取引については、現物株式の受渡しを伴う取引を除く。

2. 信託銀行子会社関係

(1) 現行の業務範囲は以下のとおり。

信託銀行の営む業務	業務範囲
(1) 金銭の信託	
・貸付信託	×→○
・年金信託	×
・合同金信	×
・特 金	×→○
・指 定 単	×→○
・ファントラ	○
・証券投資信託	○

(注5) 緑かけ部分は現在制限されている分野である。

(注6) ×→○の部分が今回の見直しで解禁されるもの。

信託銀行の営む業務	業務範囲
(2) 金銭以外の信託	
・有価証券の信託	○
・金銭債券の信託	○
・動産の信託	○
・不動産の信託	○
(3) 併 営 業 務	×
銀 行 業 務	○

員及び親銀行・親証券会社からの出向後連続3年以上勤務している職員（みなレプロパー）が、全体の50%超を占めるようになるとの規制につき、みなレプロパーの適格要件を出向後連続2年以上の勤務に短縮する。

なお、子会社役員が親銀行等へ復帰する際の人事に係る自主申し合わせであるいわゆるノーリターン・ルールについては、廃止の方向で関係者と調整することとする。

(注) これらの措置は、平成9年度において、省令改正等所要の手続が済み次第実施する予定。

(別紙2)

弊害防止措置の見直しについて

1. 証券会社の引受証券の販売制限の緩和

- 現行、証券会社が引き受けた証券は、6か月間は親（子）銀行に販売しないこととされているが、親（子）信託銀行の特定運用の金銭の信託に対する販売については、親信託銀行等の指図によるものではなく委託者の購入指図に基づくものであるので、禁止の対象外とする。

2. 親子間収入制限の緩和

- 上記1.と同様の理由から、親信託銀行等の特定運用の金銭の信託からの注文に係る手数料収入は、証券会社に対する収入制限（親子間の取引に係る手数料収入は手数料収入全体の50%以内とする）の対象外とする。

3. 親子間の人事交流に係る規制の緩和

- 子会社の設立後5年内に、新規採用職

◆平成9年度一般会計予算の成立について

平成9年度一般会計予算は、3月28日、参議院本会議において可決され、成立した（予算の内容については、『日本銀行月報』1997年2月号「経済要録」参照）。

◆担保不動産等流動化総合対策について

政府は、3月31日、「担保不動産等関係連絡協議会」を開き、「担保不動産等流動化総合対策」をとりまとめた。その内容は以下のとおり。

1. 担保不動産の収益性の向上

担保不動産の収益性を高めるとともに、快適な街づくりに資するために、以下の施策を実施。

(1) 担保不動産の自己競落等による権利関係の整理

住宅金融債権管理機構、整理回収銀行、共同債権買取機構（以下「債権回収機関」という。）において、自己競落も含めた競売手続の利用を推進し、権利関係を早期に整理する。

(2) 虫喰い・不整形状態となっている担保土地の有効利用策

虫喰い地・不整形地については、整形化が行われていないためそもそも利用が不可能であるか、極めて利用価値が低い状態にある。従って、権利関係の整理を前提として、種々の施策を効果的に組み合わせて、土地の整形化を図りつつ、有効利用を強力に推進する。

① 土地区画整理事業の弾力的運用等による土地の集約化

税制上の特例措置の適用を受ける土地区画整理事業の基準の弾力化、民間都市開発推進機構の活用^(注)等により、都心部に散在する低未利用地の集約化を行い、これにより良質な住宅供給・都市整備が可能となる一団の敷地を創出して、都心部の土地の有効利用を促進する。

^(注) 土地の集約化が見込まれる場合の土地取得に係る面積用件の緩和等を行う。

② 典型的虫喰い・不整形地の中から数か所について緊急選定し、有効利用ワーキンググループにおいて各々についてタイプ別に官民合同で有効利用プランを提言。

③ 住宅・都市整備公団の活用

民間事業者単独では実施が困難な状況

に鑑み、再開発にかかる専門的ノウハウを有するコーディネーターとして、民間との共同事業等により土地の有効利用を進める。

(3) 国民生活に密着した公共的な用地需要への活用

既に権利関係が整理される等、国民生活に密着した公共的な用地需要に対応できるような状況となっているものについて、各分野の政策目的にあった活用を図っていく。このため、具体的には、以下の①にあるような既存の公的資金の枠組を有効活用し、②のような分野への活用を図る。

第一弾として、当面、債権回収機関より、合計900カ所、簿価3,800億円相当の担保土地リストを提出。

^(注1) このうち条件の合致するものについて公共的活用を図るものであり、リストの全てが公共的用地として活用されるものではない。

^(注2) 事業主体は、公的なものに限らず民間も可能。

① 既存の公的資金の枠組み

(イ) 公共用地の先行取得制度

(ロ) 各種補助金制度

(ハ) 開銀等の各種政策融資

② 考えられる公共用地需要

(イ) 老人福祉施設（特別養護老人ホーム、ケアハウス、デイサービスセンター等）、有料老人ホーム、老人保健施設、児童

福祉施設、障害者福祉施設

(ロ) 都市防災機能関連施設（防災公園・グリーンオアシス、地震番、ヘリポート、避難地、避難路等）

(ハ) 都市計画道路用地の取得及び代替地

- 確保、都市居住推進のための周辺整備
- (二) 商店街活性化・集積機能活用又は産業活性化関係施設
- (ホ) 生涯学習関連施設、学術研究関連施設、都市型スポーツ空間の整備
- (ヘ) 情報通信関係施設

2. 担保不動産の証券化

- (1) 上記のような担保不動産の収益性の向上を図りつつ、将来的にはファンドの投資対象としての不動産にかかる証券化を目指す。
- (2) 当面、2001年ビッグバンの「Free Fair Global」の三大要素に沿って、規制緩和や制度の見直しを行うことにより、多様化、簡素・低コスト化を推進し、不良債権処理、担保不動産流動化を促進する。
- (3) 上記により必然的に購入者層が拡がるため、有価証券指定を含め、投資家保護を徹底させる。改正外為法の施行に伴い、国内のみならず、広く海外の投資家による購入も一層推進する。
- (4) 具体の方策として、以下を柱とする「担保不動産等証券化パッケージ」を実施する。
- ① 信託信用方式については、不動産担保付事業ローンの信託受益権を有価証券指定し、取扱いを金融・証券相乗りとする方式を直ちに実施し、担保不動産の信託受益権については、小口化商品に流動性を付与する。
- ② 特別目的会社（ＳＰＣ）方式については、債権の譲渡先通達の改正、商法上の

解釈確認により国内ＳＰＣの利用を直ちに可能にするとともに、ＳＰＣの法的整備等の検討を含め、10年度本格導入に向けて進捗させる。

- ③ 損害保険会社の保証の活用、格付・評価システムの早急な確立、自主ルール等による投資家への情報提供の充実等により、商品の魅力を向上させる。
- ④ 土地信託受益権や特別目的会社に係る課税の取扱いなど、不良資産の証券化に係る税制については、不良資産の証券化を円滑に進める観点から、今後、税制当局との間で証券化スキームの具体化を踏まえ、所要の措置について検討を行う。

3. 担保不動産の情報化の推進

以上1. 及び2. を通じて不動産市場の健全な育成を図るため、基本的かつ総合的な不動産のデータベースの確立を目指す。

- (1) 当面、債権回収機関において、担保不動産について迅速にデータベース化・情報開示する。
- (2) 担保不動産をはじめとする不動産の評価手法を一層改善する。
- (3) 担保不動産の評価額について幅広く情報を開示する。
- (4) 商業用不動産資料についてのデータ整備を図る。

4. 民間の取組み

民間においても、上記取組みにあわせ、その創意工夫を活かした積極的な有効利用の促進を図ることとし、民間に対し一層の努力を要請する。

5. 情報交換の場の設置

本総合対策の円滑な実施等に資するため、関係省庁は連絡を密にすることとする。このため、住専関連業務支援連絡協議会の協力を得て、関係各省庁からなる担保不動産等流動化対策連絡会議（仮称）を設置する。

◆現行金利一覧 (9年4月15日現在) (単位 年%)

	金 利	実施時期()内 前回水準
公定歩合		
・商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合	0.5	7.9. 8 (1.00)
・その他のものを担保とする貸付利子歩合	0.75	7.9. 8 (1.25)
短期プライムレート	1.625	7. 9.14 (2.0)
長期プライムレート	2.5	8.12.11 (2.7)
政府系金融機関の貸付基準金利		
・日本開発銀行	2.70	9. 4. 9 (2.80)
・中小企業金融公庫、国民金融公庫	2.70	9. 4. 9 (2.80)
・住宅金融公庫	3.10	8.10. 9 (3.25)
資金運用部預託金利 (期間3年~5年)	2.60	9. 4. 9 (2.70)
(期間5年~7年)	2.65	9. 4. 9 (2.75)
(期間7年以上)	2.70	9. 4. 9 (2.80)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート（実施時期は同採用レートが最多となった時点）。

◆公社債発行条件 (9年4月15日現在)

		発 行 条 件	改定前発行条件
国 債 (10年)	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈4月債〉 <u>2.506</u> 2.5 <u>99.95</u>	〈3月債〉 2.543 2.6 100.45
割引国債(5年)	応募者利回り(%) 同税引後(%) 発行価格(円)	〈1月債〉 1.792 1.455 91.50	〈11月債〉 2.016 1.635 90.50
政府短期証券(60日)	応募者利回り(%) 割引率(%) 発行価格(円)	〈7年9月13日発行分～〉 0.374 0.375 99.9384	〈7年7月31日発行分～〉 0.625 0.625 99.8973
政府保証債(10年)	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈4月債〉 <u>2.462</u> 2.4 <u>99.50</u>	〈3月債〉 2.631 2.6 99.75
公募地方債(10年)	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈4月債〉 <u>2.474</u> 2.4 <u>99.40</u>	〈3月債〉 2.644 2.6 99.65
利付金融債(3年物)	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈4月債〉 <u>1.100</u> 1.1 100.00	〈3月債〉 1.000 1.0 100.00
利付金融債(5年物)	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈4月債〉 1.600 1.6 100.00	〈3月債〉 1.600 1.6 100.00
割引金融債	応募者利回り(%) 同税引後(%) 割引率(%) 発行価格(円)	〈4月後半債〉 0.452 0.371 0.44 <u>99.55</u>	〈4月前半債〉 0.452 0.371 0.44 99.56

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。
2. 利付金融債については募集債の計数。

海 外

◆米国連邦公開市場委員会(FOMC)、2月4、5日開催の同委員会議事録を公開

3月27日、米国連邦公開市場委員会は、2月4、5日に開催した同委員会の議事録を公開した。その主な内容は以下のとおり。

なお、同議事録中、2月26日および3月5日に行われた「1978年の完全雇用および均衡成長法(いわゆるハンフリー・ホーキンス法)」に基づく、経済見通しおよび金融政策運営等に関する議会への報告書提出および議会証言に係る討議部分は、『日銀月報』4月号「経済要録」を参照。

(結論)

現状の金融スタンスを維持することを決定。また、次回開催日までの政策変更の余地としては、準備ポジションに対してきつめの圧力をかけることがあり得るとすることで一致。

(議論の要点)

(1) 米国経済の96年第4四半期の力強い成長は、輸出の急増など明らかに一時的な要因が一部寄与しており、先行き拡大のテンポはかなり鈍化するとみられる。先行きの見通しは、かなりの不透明さを含んでいるが、全体として経済は潜在成長率ないしそれを若干上回るテンポで推移するとの見方に変更はない。多くの委員は、リスクがアップ・サイドにあることを指摘。

(2) 物価面をみると、現状は際立って落ちている。しかしながら、資源、なかでも労働の高雇用を考慮に入れると、先行きインフレ圧力が高まることが懸念される。確かに現在まで、タイトな労働需給の影響が一般物価に波及した証左はみられないが、こうした現象をもたらした一時的な要因が先行き徐々に剥落していくにつれて、なおタイトな労働需給が持続した場合、先行き一般物価に波及するリスクが懸念される。

(3) 当面の政策運営については、成長拡大のテンポが先行き鈍化するとみられるほか、現状インフレの兆候が窺われず、また先行き仮にインフレ圧力が高まったとしても急騰ではなくじわじわ上昇してくるとみられることから、現状の金融政策スタンスおよび次回会合までの引き締めバイアスを維持することで、全ての委員が同意した。こうした政策について、数人の委員から、このタイミングでの金融引き締めは、市場で予想されてないことから、金融市場での過剰反応を引き起こす可能性があるとの意見も出された。

また、一部の委員からは、直近の経済成長のテンポが潜在成長率を上回っている状況下、インフレ圧力が高まる可能性が高く、早めの政策対応が必要との意見も出されたが、先行きの景気・インフレ見通しにかかる不透明性から判断して、現状の政策スタンスを維持して情勢を見守る余裕がなお残されているとの判断に合意した。

◆米国連邦公開市場委員会(FOMC)、FFレートの上昇を促すように短期金融市場の需給を若干引き締めることを決定

米国連邦公開市場委員会は3月25日、以下の政策の変更を発表した。

1. 決定事項

短期金融市場の需給を若干引き締めることを通じ、FF(フェデラル・ファンド)レートを現状の5.25%から5.5%へ0.25%ポイント上昇させるように促す。政策スタンスの変更は96年1月31日以来であり(公定歩合5.25%→5.00%、FFレート5.50%→5.25%)、また、引き締め政策については95年2月1日以来。

なお、公定歩合は、現状の5.0%で据え置いた。

2. 政策変更の事由

需要が引き続き強く、徐々にインフレ・リスクを高めており、これが持続的な景気拡大を阻害する恐れがある。

また、今回の政策変更は、97年および98年にかけて現状の低インフレ環境を維持することを通じて、景気拡大の持続性をより確かなものとすることに資する慎重なステップと考えられる。

◆G-10中銀、即時グロス決済システムに関する報告書を公表

G-10諸国の中央銀行で構成される支払・決済システム委員会(Committee on Payment and Settlement Systems)は、4月22日、即時グロス決済(RTGS)システムに関する報告書を公表した。

RTGSシステムとは、金融機関の中央銀行

に対する振替依頼が、個々に、また日中において連続的に処理・決済されるシステムであり、システム・リスク(1つの金融機関が支払不能に陥った場合に、これが他の金融機関の支払不能を連鎖的に惹起するリスク)が小さい。このため、RTGSシステムは近年、多くの国で次々と採用されている。

本報告書は、RTGSシステムの構築や変更、運営、利用を検討している人々が、関連する主要論点を理解するのを助けることを目的に作成された分析的ペーパーであり、政策的提言や勧告を行っているものではない。すなわち、報告書は、まず、決済システムに関するいくつかの主要概念について解説した上で、決済システムにおけるリスクの類型や源泉につき論じたあと、RTGSの設計上の主要な特徴である、流動性、queue(振替待ち行列)、メッセージ・フローの構造につき、様々なあり方を比較・分析している。また、RTGSシステムの利用拡大に伴うより一般的な検討も行われており、その中では、RTGSと、決済システムにおけるその他のリスク対策(ネット決済システムの安全性向上策など)との類似点や相違点が論じられている。

◆ドイツ証券取引所で、ベンチャー企業向け株式市場が発足

ドイツ証券取引所は、3月10日、ベンチャー企業育成を展望して、株式市場「Neuer Markt(=new market)」を発足させた。同市場の概要は以下のとおり。

(1) 上場対象企業

成長ポテンシャルを有するイノベティブな企業。

(2) 上場基準

- ① 少数特定持株比率70%以下。
- ② 決算報告書については、ドイツ商法上のものに加え、IAS(国際会計基準)または米GAAP(一般に公正妥当と認められた会計原則)を満たすものを作成すること。
- ③ 自社の経営内容・収益力に関する情報を投資家に提供するため、アナリストに財務分析を行わせ、かつ定期的に(少なくとも年1回)投資家向け会合を開催してこれを報告すること。
- ④ 外国人投資家向けに、ドイツ語だけでなく英語の決算報告書(四半期)を作成すること。
- ⑤ 原則として普通株を発行すること。

◆香港政府、1997年経済見通しを発表

香港政府は、2月27日、1997年の経済見通しを発表した。主な内容は、以下のとおり。

(前年比 %)

	1996年(実績見込み)	1997年(見通し)
実質GDP	4.7	5.5
民間消費支出	4.4	5.5
政府消費支出	1.6	5.0
固定資産形成	11.1	7.4
財輸出	4.8	8.5
地場輸出	▲8.4	0.0
再輸出	7.5	10.0
財輸入	4.3	8.9
サービス輸出	6.2	8.0
サービス輸入	2.0	6.0
CPI	6.0	7.0

◆韓国財政経済院、外国人株式保有比率を引き上げ

韓国財政経済院は、3月31日、現在20%となっている銘柄ごとの外国人の株式保有比率上限を5月1日から23%に引き上げる旨発表した。

◆香港金融庁、LAF金利を引き上げ

香港金融庁は、3月26日、流動性ファシリティー(LAF)金利を0.25%引き上げた(オファー・レート6.0%→6.25%、ビッド・レート4.0%→4.25%)。

(注) 流動性ファシリティー(Liquidity Adjustment Facility)は、香港金融庁が、マーケット終了後の為替基金債・政府債に関する現先取引により、オーバーナイトの資金供給・吸収を行う制度(1992年6月8日導入)。

◆香港政府、1997年度予算案を発表

香港政府は、3月12日、1997年度(1997年4月~1998年3月)の予算案を発表した。これによれば、1997年度の財政収支は317億香港ドルの大幅な黒字となり、1997年度末の財政剰余金(土地基金の一般会計への移管を含む)は3,593億香港ドルに達する見込み。

1. 歳入面

給与所得税の控除額の拡大、不動産税率の引き下げ等による減税規模は小幅に止まる一方、従来香港政府と土地基金で分けていた土地関連収入が7月の中国への返還以降、全て香港特別行政区政府の収入となり、土地使用料も引き上げられることから、歳入は大幅に増加する見通し。

2. 歳出面

教育費、社会福祉費・医療、住宅関連支出を中心に増額が図られているが、中国への返還以降の財政基盤を確立する必要から、歳出全体では前年比+6.9%に抑制される見込み。

◆タイ中央銀行、ファイナンス・カンパニーの合併推進のための新規則を導入

タイ中央銀行は、4月2日、ファイナンス・カンパニーの合併推進を企図した新規則を導入した。主な内容は、以下のとおり。

- ① 合併後資本金30億バーツ超、総資産が300億バーツ超の場合、預金受入れ等の新業務を認める。
- ② 合併後資本金75億バーツ超、総資産が750億バーツ超の場合、銀行免許申請を認める。

◆インドネシア中央銀行、手形再割利率を引き下げ

インドネシア中央銀行は、3月13日、公的金利指標である金融市場証券（S B P U）の買入レートを0.5%引き下げた。

◆中国人民銀行本店、3月より手形割引業務を開始

中国人民銀行本店は、3月より国有商業銀行4行（中国銀行、中国商工銀行、中国農業銀行、中国建設銀行）の本店との間で手形割引業務を開始（限度額については中国人民銀行が商業銀行ごとに上限額を設定）した。

中国人民銀行は1994年11月より、中国人民銀行の支店と国有商業銀行の支店・出張所との間での手形割引業務を実施していたが、商業銀行の資金調達・融資の本店における集中管理の強化、および金融政策運営における中央による一元化を企図して、本措置が新たに実施されることになった。

◆ベトナム国家銀行、為替レートの変動幅を拡大

ベトナム国家銀行（中銀）は、3月3日、インターバンク為替レートの変動幅拡大を実施した（従来：中心為替レート比±1%→変更後：同±5%）。